

「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」

参加事業者・市民活動団体募集要領

（目 的）

第1条 この要領は、堺市域におけるレジ袋をはじめとする使い捨てプラスチックの過剰な利用を抑制することにより、ごみの減量化による「循環型社会」の形成や海洋プラスチックごみの削減による海洋環境の保全を図り、もってSDGsの達成に寄与することを目的とした「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」（以下「協定」といいます。）に新たに参加を希望する事業者及び市民活動団体の募集にあたって、必要な事項を定めるものとします。

（概 要）

第2条 事業者、市民活動団体及び堺市（以下「市」といいます。）が協定を締結し、3者協働により、次のとおり使い捨てプラスチックの削減に取り組むものとします。

- （1）事業者は、国によるレジ袋無料配布中止の方針を踏まえ、レジ袋の削減に積極的に取り組む。
- （2）事業者は、レジ袋以外の使い捨てプラスチックについても、可能な限り削減に取り組む。
- （3）市民活動団体は、レジ袋を含む使い捨てプラスチック削減を市民に呼びかけ、積極的な啓発に取り組む。
- （4）市民活動団体は、市が実施する使い捨てプラスチック削減の啓発活動について、積極的に協力します。
- （5）事業者、市民活動団体は、使い捨てプラスチック削減に関する取組状況を定期的に市に報告する。
- （6）市は、使い捨てプラスチック削減を市民に広く呼びかけ、積極的な啓発を行うとともに、事業者、市民活動団体による使い捨てプラスチック削減の取組について、積極的に協力する。
- （7）市は、事業者、市民活動団体による使い捨てプラスチック削減に関する取組状況を定期的に公表する。

（事業者の参加要件）

第3条 事業者は、次の要件をすべて満たす場合に限り参加することができます。

- （1）市内に本店又は支店・営業所等がある小売事業者もしくは商店街等の小売事業者の団体であること。
- （2）レジ袋を含む使い捨てプラスチックの削減に取り組むこと。
- （3）申込時から遡って1年以内に使い捨てプラスチック削減への取組実績があること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

（市民活動団体の参加要件）

第4条 市民活動団体は、次の要件をすべて満たす場合に限り参加することができます。

- (1) 市内に主な活動場所又は事務所の所在地がある市民活動団体であること。
- (2) レジ袋を含む使い捨てプラスチックの削減を市民に呼びかけ、啓発活動を行うこと。
- (3) 申込時において設立して1年以上経過しており、申込時から遡って1年以内に環境保全に関する活動実績があること。
- (4) 団体に関する規約等を定めていること。
- (5) 営利を目的としない団体であること。
- (6) 政治又は宗教活動を主目的としない団体であること。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する団体でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

（取組状況の報告）

第5条 取組状況について、実施報告書（様式第1号もしくは様式第2号）により、定期的に市に報告していただきます。（郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかで提出してください。）
なお、3年以上にわたって実施報告書（様式第1号もしくは様式第2号）の提出がなされない場合は、協定解除となる場合があります。

（応募手続）

第6条 応募手続については、別に定めます。

（補 則）

第7条 この要領に定めるもののほか、運用にあたり必要な事項は、環境事業部長が定めます。

附 則

この要領は令和2年3月1日から施行します。